**○経済産業省
国土交通省告示第八十九号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年三月二十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－182	ジャコブセン　L F550　T4FS	株式会社ミクニ	東京都千代田区外神田6丁目13番11号

**○国土交通省
経済産業省
環境省告示第九十号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年三月二十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－183	ユニキャリア　X DN－D1F4A	ユニキャリア株式会社	神奈川県川崎市幸区新小倉1番2号
NS2－184	ユニキャリア　X DN－DG1F4A	〃	〃
NS2－185	ユニキャリア　X DN－F185A	〃	〃
NS2－186	ユニキャリア　X DN－F188A	〃	〃

**○国土交通省
経済産業省
環境省告示第九十一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年三月二十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－65	PRINOTH HUSKY T4f	JFEメカニカル株式会社	東京都台東区蔵前2丁目17番4号

**○経済産業省
国土交通省告示第九十二号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年四月十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－187	ニューホランド L216	日本ニューホランド株式会社	北海道札幌市中央区北一条西十三丁目4番地

**○国土交通省
経済産業省
環境省告示第九十三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年四月十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－66	Powerscreen ウォーリア1800	株式会社リョーキ	広島県広島市西区大芝三丁目15番24号

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第九十四号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年四月十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－67	ワイビーエム　G 1－130C－2	株式会社ワイビーエム	佐賀県唐津市原1534番地
NS3－68	ワイビーエム　Y JG－100C	〃	〃

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第九十五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十八年四月十九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－69	TMS　MSV 176－2－1700	山崎マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地1

○国土交通省告示第七百九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二日

国土交通大臣　石井　啓一